

農業経営収入保険加入支援事業補助金のご案内

近年多発する自然災害において、農業者の経営努力だけでは避けられない様々なリスクに備えるため、佐渡市では経営継続に向けた支援事業として、収入保険加入者の保険料を支援します。

支援内容

農業者が収入保険に加入する際に負担する保険料等のうち、保険料及び付加保険料について、予算の範囲内で支援

対象者

- (1)市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人
- (2)令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間を責任開始日とする収入保険に、新たに加入又は継続加入するもの
- (3)当該補助金以外に国、県その他支援機関からの補助金等を受けていないこと
- (4)佐渡市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと
- (5)市税等を滞納していないこと

対象経費

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間を責任開始日とする交付対象者が負担した保険料及び付加保険料とし、積立金を除く額

支援額

農業者が収入保険に加入する際に負担する保険料等のうち、保険料及び付加保険料について、1年目2万円、2年目1万円を上限とし、保険料及び付加保険料の合計額と比較し、いずれか低い額を補助

(例) 令和6年度1年目、令和7年度2年目として補助金の交付を受けている方は対象外です

注意事項

- (1)補助金の交付は、**2年を限度**とします
- (2)申請にあたっては、責任開始日が証明でき、かつ収入保険に加入したことを証明できる書類及び保険料及び付加保険料が証明できる書類の添付が必要となります。

確認フローチャート

下のフローチャートをたどり、申請の手続きをお願いします。

令和6年4月1日から令和9年3月31日を責任開始日とする収入保険に加入しますか

はい

対象

必要な提出書類
申請チェックリスト

いいえ

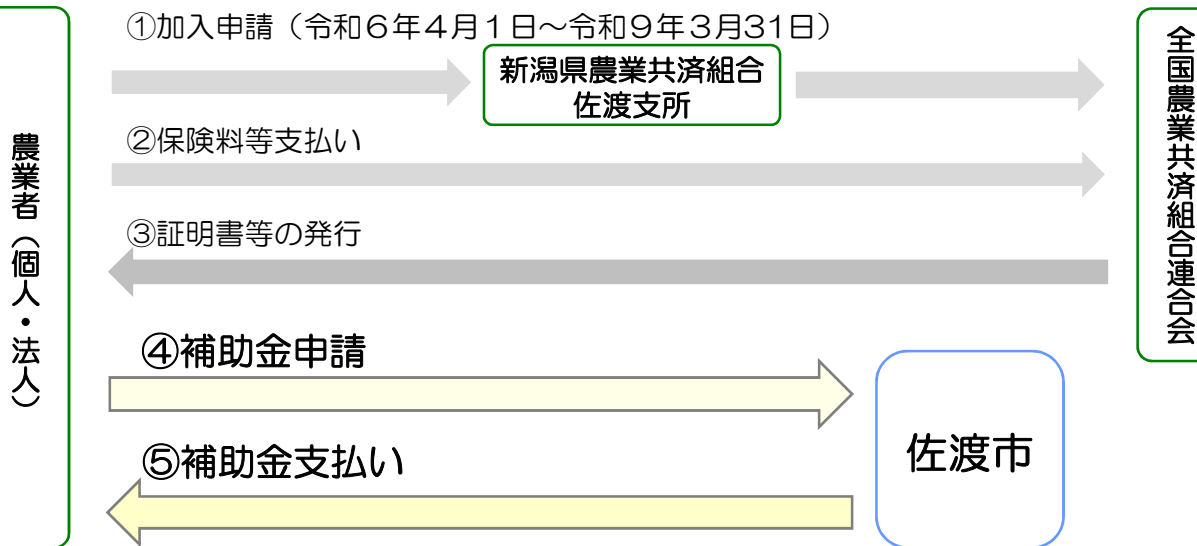
対象外

【提出書類】

- 交付申請書兼請求書
- 責任開始日（令和6年4月1日から令和9年3月31日）を証明でき、収入保険に加入したことを証明できる書類
- 保険料及び付加保険料が確認できる書類
- 納税証明書1通

※フローで対象となっても、審査の結果、対象外となる場合もあります。

手続きの流れ



【提出期限】 令和9年3月12日（金）

問合せ・申込先

佐渡市農林水産部 農業政策課 生産振興係

電話 0259-63-5117

✉ nousei@city.sado.niigata.jp